

柔道整復施術療養費支給申請書に係る個人情報の漏えい事案について

このたび、市町村に送付すべき国民健康保険加入者の柔道整復施術療養費支給申請書を誤って宮崎県後期高齢者医療広域連合へ送付するという事案が発生しましたので、以下のとおり報告いたします。

関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしたことに深くお詫び申し上げますとともに、今後このような事故が発生しないよう再発防止に取り組み個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

1 概要

(1) 発 生 日 令和4年6月21日

(2) 経 緯 宮崎県国民健康保険団体連合会（国保連合会）は、毎月、柔道整復施術療養費支給申請書（柔整申請書）の審査を行い、審査終了後に国民健康保険加入者の柔整申請書は市町村へ、後期高齢者の柔整申請書は広域連合へ送付（広域連合には柔整申請書をデータ化し磁気媒体（CD）で送付）しています。

6月処理分において例月どおり後期高齢者の柔整申請書を広域連合に送付しましたが、その中に、国民健康保険加入者の柔整申請書32件（対象者24人）が混入していました。

(3) 原 因 広域連合へ柔整申請書データを送付する際に確認が不十分でした。

2 柔整申請書に記載されている個人情報

住所、氏名（世帯主及び療養を受けた方）、性別、生年月日、保険証番号、負傷名（外傷性）

3 発生後の対応等

誤って送付した柔整申請書データ（磁気媒体）は国保連合会にて回収し、広域連合側でも国民健康保険加入者分の柔整申請書データは削除済みです。また、発生後直ちに広域連合に対して外部への流出はないことを確認しており、当事案に関する不正利用などの二次被害は発生しておりません。

なお、柔整申請書データには、個人情報が含まれておりますことから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第26条の規定により、個人情報保護委員会への報告及び関係者への対応を行っております。

4 再発防止策

柔整申請書のデータを作成するまでの作業手順の見直しや、作業工程のチェックリストの作成、また混入がないかの確認を複数の職員で行うなどの対策を講じ、再発防止に向け取り組んでまいります。

（問い合わせ先）

宮崎県国民健康保険団体連合会
審査第2課 療養費・調剤審査係
電話：0985-25-6083